

農林水産商工常任委員会資料

(平成26年4月21日)

【件名】

1	平成25年度取扱事件等の概要について	1
---	--------------------------	---

労働委員会事務局

平成25年度取扱事件等の概要について

平成26年3月31日現在

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成25年度取扱分 … 0件

2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成25年度取扱分 … 2件（うち前年度繰越1件）

(2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
25年 (調) 1号	A 争議 (A 労働組合)	あっせん	H25. 1.28	団体交渉の促進 事業所別不平等 処遇の改善	H25. 7.5	解決	4回	(公)河本 (労)小椋 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 労働組合（申請者）が団体交渉を求めたにもかかわらず使用者（被申請者）が交渉延期回答を繰り返しているとして、労働組合が団体交渉の促進及び事業所別の不平等処遇の改善を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○ 労働組合側： 団体交渉を申し入れたにもかかわらず、使用者は業務多忙を理由として応じないので、誠実に交渉のテーブルについてほしい。特に、休日、休憩時間の取扱が事業所ごとに異なり、不平等なので是正について交渉に応じてほしい。</p> <p>○ 使用者側： 団体交渉を意図的に延ばしてはいない。各事業所は業務の性質がかなり異なっているので、不平等の処遇にあるという認識は持っていない。</p> <p><事件の経過></p> <p>○ 3月7日 第1回あっせん 今回の調整事項に係るこれまでの団体交渉の経過・方法及び休日・休憩時間の取扱等について、労使双方から主張を確認したところ、双方の認識に隔たりが見られたため、団体交渉についての共通認識や団体交渉ルールの合意形成を図る必要が窺われた。</p> <p>○ 3月25日 第2回あっせん 労働組合から提示された団体交渉ルール（案）について、労使双方から意見聴取を行い、双方の主張を確認した。</p> <p>○ 4月16日 第3回あっせん 団体交渉ルール（案）について、両当事者から提出のあった意見書をもとに改めて意見聴取し、適宜助言を与えた上で、あっせん員から両当事者に団体交渉ルールについての考え方を提案し、再検討を求めた。</p> <p>○ 4月30日 第4回あっせん 前回示した「あっせん員の考え方」に対する意見聴取をするとともに適宜助言をし、その後双方個別に調整した上で、労使双方にあっせん案を提示した。諾否回答期限（7月5日）</p> <p>○ 7月5日 労使双方からあっせん案の受諾回答があり、事件は終結した。</p>								

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
26年 (調) 1号	B 争議 (B 労働組合)	あっせん	H26. 1.29	60歳以降の労働条件(待遇)	H26. 3.27	解決	2回	(公)濱田 (公)三谷 (公)竹本 (労)小椋 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 定年延長にともなう60歳以降の労働条件について、使用者(被申請者)から賃金減額等を含む内容とする変更案が提示されたため、労使間で団体交渉を実施したものの、協議が平行線のまま進展がないとして、労働組合(申請者)が団体交渉の促進及び60歳以降の労働条件の処遇改定を調整事項とするあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○ 労働組合側： 賃金減額の理由について、使用者側は経営状況が苦しいためであるとの説明に終始し、具体的な根拠が示されていない。また、経営改善に向けた使用者側の努力も不十分である。</p> <p>○ 使用者側： 経営改善のためには60歳以降の労働条件の変更が必要不可欠である。そのことは団体交渉の場で繰り返し説明してきたが、労働組合側は理解しようとしなかった。使用者として説明義務は果たしているものと認識している。</p> <p><事件の経過></p> <p>○ 2月27日 第1回あっせん これまでの団体交渉の経過及び調整事項に対する考え方について労使双方に確認したところ、双方の認識に大きな隔たりがあったため、あっせん員から使用者側に対し、労働条件の変更にもなう経営状況に関する資料の提出及び労働組合側への説明を第2回あっせん期日までに行うよう求めた。</p> <p>○ 3月27日 第2回あっせん 使用者側から提出された資料をもとに双方の認識を改めて確認し、あっせん員立ち会いのもとに労使双方による団体交渉(立ち会い団交)を実施し、団体交渉ルールの合意形成を促した。その後、双方個別に調整した上で、あっせん案を提示したところ双方受諾し、事件は終結した。</p>								

3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成25年度取扱分 … 26件(うち前年度繰越1件)

事件番号	申請者	あっせん事項	申請 月日	終結 月日	終結区分 (処理日数)	あっ せん 回数	あっせん結果 打ち切り理由等
25年 (個) 4号	労働者	賃金の減額について	H25. 3.29	H25. 4.8	取下げ (11日)	—	申請者があっせんで継続しない旨を表明
25年 (個) 5号	労働者	精神的苦痛に対する慰謝料の請求	4.10	4.24	打ち切り (15日)	—	被申請者があっせんで不参加の意思を表明
25年 (個) 6号	労働者	解雇に関する話し合い	4.19	5.10	解決 (22日)	1回	解決金の支払等で合意
25年 (個) 7号	労働者	転勤拒否による不当解雇	5.27	6.17	取下げ (22日)	—	申請者があっせんで継続しない旨を表明

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分 (処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
25年 (個) 8号	労働者	未払賃金の請求	5.30	7.3	解決 (35日)	1回	解決金の支払等で合意
25年 (個) 9号	労働者	退職に関する話合い	5.30	6.25	打切り (27日)	1回	被申請者があっせん案を不受諾
25年 (個) 10号	労働者	未払賃金の請求	6.6	6.14	取下げ (9日)	—	申請者があっせんに継続しない旨を表明
25年 (個) 11号	労働者	配置転換に関する話合い	6.23	9.17	打切り (87日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
25年 (個) 12号	労働者	離職に関する話合い	7.19	8.12	関与解決 (25日)	—	実情調査を契機に自主解決
25年 (個) 13号	労働者	離職理由の変更	8.19	8.28	解決 (10日)	1回	解決金の支払等で合意
25年 (個) 14号	労働者	離職に関する話合い	8.22	9.9	解決 (19日)	1回	解決金の支払等で合意
25年 (個) 15号	労働者	車両修理代の取扱い についての話合い	10.7	11.12	解決 (37日)	2回	解決金の支払等で合意
25年 (個) 16号	労働者	従来 of 労働時間と日 数で働きたい	10.22	12.2	解決 (42日)	3回	解決金の支払等で合意
25年 (個) 17号	労働者	業務内容についての 話合い	10.28	12.24	解決 (58日)	2回	研修・指導の実施 等で合意
25年 (個) 18号	労働者	離職に関する話合い	10.28	11.21	打切り (25日)	—	被申請者があっせんに不参加の 意思を表明
25年 (個) 19号	労働者	休職に関する話合い	10.31	12.5	取下げ (36日)	—	申請者があっせんに継続しない 旨を表明
25年 (個) 20号	労働者	復職に対する環境改 善	11.19	H26. 1.24	解決 (67日)	2回	円滑な職場復帰 への措置等で合 意
25年 (個) 21号	労働者	退職に伴う損害賠償 の請求	12.25	2.25	解決 (63日)	2回	解決金の支払等 で合意
26年 (個) 1号	労働者	慰謝料及び損害賠償 の請求	H26. 1.28	2.26	打切り (30日)	—	被申請者があっせんに不参加の 意思を表明

事件番号	申請者	あつせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あつせん回数	あつせん結果 打切り理由等
26年(個)2号	労働者	退職に伴う損害賠償の請求	1.29	3.8	解決(39日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)3号	労働者	離職に関する話合い	2.3	2.18	解決(16日)	1回	解決金の支払等で合意
26年(個)4号	労働者	人事異動の撤回	2.13	3.19	打切り(35日)	—	被申請者があつせんに不参加の意思を表明
26年(個)5号	労働者	未払賃金の請求	2.18	—	[係属中]	—	—
26年(個)6号	労働者	雇用継続に関する話合い	2.26	3.31	取下げ(34日)	—	申請者があつせんに継続しない旨を表明
26年(個)7号	労働者	離職に関する話合い	3.6	—	[係属中]	—	—
26年(個)8号	労働者	離職に関する話合い	3.18	—	[係属中]	—	—

(2) 平成25年度取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容(重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
40	16	9	7	7	1
件数 (実数集計) [件]	処理状況(実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
26	12	5	6	0	3

平均処理日数	33.2日
解決率	66.7%

※平均処理日数及び解決率は終結分の数字である。

(解決率 … (解決) ÷ {(解決) + (打切り)})

4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容(重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
285	73	51	71	44	46
件数 (実数集計) [件]	対応状況(実数集計) [回]				
	あっせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介	
196	34	114	4	44	

5 取扱事件数等の推移

区分 \ 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
不当労働行為救済申立 (係属)	0	0	1	1	0	0
労働争議調整 (新規受付)	1	4	0	2	3	1
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)	27 (全国3位)	29 (全国7位)	17 (全国8位)	30 (全国1位)	29 (全国1位)	25 (—)
個別労働関係紛争 労働相談	実数	136	110	194	304	232
	重複	179	143	285	551	385

※労働争議調整及び個別労働関係紛争あっせんは当該年度に新規受付した件数である。

区分 \ 年度	24年度 上半期	24年度 下半期	25年度 上半期	25年度 下半期
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)	16	13	10	15
個別労働関係紛争 労働相談	実数	139	93	82
	重複	251	134	127